

京都市告示第 2 3 7 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉 30 の 7 号線	左京区岩倉三宅町239番地の 6 地先から	旧	メートル 36.50	メートル 3.70
	同町240番地の 7 地先まで	新	36.50	4.91 ~ 6.01
醍醐緯 2 号 線	伏見区醍醐連蔵15番地の 1 地先から	旧	263.10	1.30 ~ 4.01
	同区醍醐内ヶ井戸19番地の 6 地先まで	新	264.20	4.01 ~ 11.00

(建設局土木管理部道路明示課)